平成２３年（フ）第８７１０号
大阪市城東区東中浜３丁目21番24号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７５２号
大阪市住吉区長居西１丁目12番28号　コーポイン長居Ａ棟205号
債務者　中平　信寿
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７７号
大阪市城東区鴫野西５丁目21番16号　ツインウェーブ１－Ｆ
債務者　堀田　和富
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８０６号
大阪市平野区長吉長原東２丁目１番３―1001号
債務者　京田　佳子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８６４号
大阪市城東区古市２丁目９番10―1007号
債務者　松本　仁美
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２号
大阪市西区京町堀２丁目９番10号　プリエール京町堀８Ｂ、前住所大阪市西区京町堀２丁目３番１―905号
債務者　木下　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５号
大阪府寝屋川市太間町８番23号
債務者　和田加奈子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７号
大阪市浪速区日本橋５丁目16番４―1301号
債務者　中山　義明
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７３２号
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ91―603号
債務者　坂ノ上正明
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５９号
愛知県豊川市萩山町２丁目28番地　グレイスヴィラ萩山203号
債務者　勝股　泰子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３４５号
釧路市光陽町23番304号　セフィーラ光陽３―Ｄ号
債務者　中村　尚人
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３５２号
釧路市桜ケ岡５丁目１番２号
債務者　榎木　健一
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３５３号
北海道釧路郡釧路町北都２丁目14番地11　ノースパレスⅡ205号室
債務者　高橋　明夫
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８２１号
栃木県宇都宮市塙田３丁目１番６号　コーポラス魚よし503号、前住所栃木県宇都宮市清住１丁目３番46号
債務者　山中　修三
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５２号
栃木県下都賀郡壬生町大字中泉1831番地３、前住所栃木県鹿沼市上殿町191番地18
債務者　臼井　　昇
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６０号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2331番地１野中アパート101号室、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2396番地
債務者　小滝小夜子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係